

平成27年4月16日

## 放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、17都道府県の35人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

### 【予告の概要】

対象者 17都道府県35人

(北海道3、岩手県1、宮城県1、福島県1、茨城県2、埼玉県6、千葉県2、東京都7、神奈川県2、大阪府1、兵庫県1、和歌山県2、岡山県1、広島県1、愛媛県1、福岡県2、鹿児島県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成27年4月27日